

養子縁組後の家族支援の研究

—イギリスにおける出自を知る権利の変遷と先駆的取り組みから—

森 和子*

本研究では、養子縁組後に養子が出自を知る権利に基づいた健全なアイデンティティの形成をしていけるような家族支援を検討するため、先駆的に養子縁組後の支援サービスを行ってきたイギリスの児童福祉機関や認定ソーシャルワーカーなどへの訪問調査を行い、わが国での家族支援の応用可能性を探った。その結果、1点目は、子どもの心理的傷を癒す支援の必要性である。養親と大人になった養子、実親向けのカウンセリングや学校の教員も対象に子どもへの理解、トラウマへの対処方法のトレーニング等を学ぶ親子関係構築支援の重要性が示された。2点目は、法律で保障された出自を知る権利を得るために、当事者や施設職員、里親・養子縁組機関、ソーシャルワーカーなどの支援者が社会に訴え、情報開示や記録の保存等の法制化に向け検討する必要性が示唆された。その一方現代の実親探しはDNAテストで簡単に知ることができるため、実親や親戚と会う場合は仲介する機関等による心理的サポートを受けその後の可能性まで考えることができる支援も指摘されている。3点目は、養子のアイデンティティ形成への支援として、当事者が自己肯定感をもてるよう適切なライフストーリーワークを行えるよう支援体制を構築していくことが求められていた。まだこれらの取り組みは始まったばかりであり、わが国で根付かせるための具体的な取り組みを検討していくことを今後の課題としたい。

Key words：養子縁組家族、支援、ライフストーリーブック、出自を知る権利

はじめに

イギリスの児童権利保障担当部長（Children's Rights Director）によって書かれた小冊子の中で、実親と別れて養子縁組した子どもたちが望んでいることが述べられている。「なぜ、自分が生まれた家族と共に暮らせず、養子縁組されたのか」「自分が生まれた家族について」「養子縁組される前の自身の生活情報」「どこで生まれたのか」（Ryan, T., and Walker, R., 2007）など、があげられていた。このことは養子になった事情や経過を伝える「真実告知」から始まり自身の出自を知る権利を保障することが求められ、養子のアイデンティティ形

成のためにも必要であることを物語っている。

わが国では、家庭から引き離されて児童福祉施設や里親の下で暮らす子どもたちは、全国で4万人以上いる。その中には自分の生みの親のことや、生い立ちを知らない子どもも少なくない。そのため自分のことをいなくてもいい存在だと思い込んで、自分自身のアイデンティティを積み上げることができず、そのことが社会に溶け込む妨げになったり、虐待を繰り返す原因になったりすることもあると言われている。このような虐待やネグレクトなどで生みの親と離れ社会的養護のもとで暮らす子どもたちが、自分自身の過去を受け止め、生きる希望を見出していくためには、子ども自身

* 人間学部人間福祉学科

が自分の人生を肯定的に語ることが出来るようになることが必要である（檜原，2010）。青年期には実親のことを知りたい、会いたいという「ルーツ探し」の欲求の充足を保障するために対応できるシステムを整備することが、養子の健全なアイデンティティの形成のために求められている。

そこで本研究では、乳幼児期からの発達プロセスの中で、生みの親と育ての親の2組の親がいることに起因する「真実告知」や「ルーツ探し」などの課題を含め、出自を知る権利を保障した養子縁組後の家族支援に着目した。

1900年代前半では、欧米でも養子であることを秘密にしておくべきであるという考えが常識であった。養子となるに至ったさまざまな経緯と、それらが養子となった子どもに与える影響についてこれまで多くの議論がなされてきた。その結果、家族内で秘密を持つことは、家族関係の歪みや家族病理をもたらし（Friel&Friel, 1990 杉村・杉村訳1999）ことがあり、養親に対する不信感や、親子関係の混乱、断絶にもつながり得ることが明らかになってきた。わが国でも、養子の出自を秘密にすることは長く慣行とされてきた。青年期のアイデンティティ形成の中軸となる養子自身のルーツを知りたいという願望に対する養子縁組後の実態についての研究は始まったばかりであり、支援体制もないに等しい（森，2005）。

わが国が社会的養護を施設養護から大幅に家庭養護に移行していく方針を打ち出したことで増加する養子縁組家族の支援のあり方を示すことは喫緊の課題である。

第1章 研究の目的と方法

第1節 本研究の目的

本研究では、養子の出自を知る権利に基づきわが国に即した養子の健全なアイデンティティの形成を促すことができる家族支援を検討したい。そのために世界の中でも先駆的に養子縁組後の支援サービスを行ってきたイギリスの児童福祉機関や「ルーツ探し」のコンサルタントをしている認定ソーシャルワーカーなどへの訪問調査を行い、わが国の養子縁組後の家族支援の応用可能性を探る

ことを目的とする。

第2節 研究の方法

イギリスの社会的養護を受ける子どもたちに対する施策と権利の変遷を法的側面を軸に文献研究により把握した上で、現地に赴きイギリスでの社会的養護全体の現状と実態について、イギリス滞在10年の日本人心理カウンセラーに聞き取り調査を行なった。その後養子縁組後の支援をしている独立型認定ソーシャルワーカー2名と養子縁組後の支援もしている3ヶ所の児童福祉機関の訪問調査を実施した。

第3節 調査対象と日時

2019年5月28日～6月3日にかけて研究協力者や児童福祉機関を訪問し、各2～3時間の聞き取り調査を行なった。研究協力者は以下のとおりである。

(1) 日本で里親養護に関する研究で博士号を取得後、イギリスに渡り Tavistock & Portman NHS の Association Member となりカウンセラーとして実務についている御園生直美氏

(2) 英国養子縁組・里親委託協会（British Association for Adoption and Fostering; 以下 BAAF）から独立して個人事業としてコンサルタントをしている独立型認定ソーシャルワーカー Julia Feast 氏

(3) ロンドン郊外のウェールズ州で「ルーツ探し」のコンサルタント業務をしている独立型認定ソーシャルワーカー Charlote Bruce-Lloyd 氏

(4) 英国養子縁組後支援センター（以下 PAC-UK）の Judith Ellis 氏

(5) バーナードス（以下 Barnado's）児童福祉支援機関のソーシャルワーカー Kate Roach 氏 & Sonya Maddieson 氏

(6) 里親・養子縁組支援機関のコラムバーフ（以下 CoramBAAF）ディレクターの Dr. John Simmonds 氏

第2章 調査結果

I. 文献調査の結果—イギリスの社会的養護を受ける児童への施策と権利の変遷

イギリスでは、最も早い時期から社会的養護における子どもの権利について協議され、法的にも整備されてきた国といえる（表1）。出自を知る権利は、養子になった人たちから強く求められ推進してきた経緯がある。1926年に最初の養子縁組・児童法が制定された。その時に初めて、養親に監護権が委譲されることになった。その後養子縁組法は1949年、50年、58年の改正を経て、60年の養子縁組法で、養子縁組命令が取り消し得るということが法制化された。1927年の養子縁組数はおよそ3,000件で1968年では25,000件に増加した。1968年には、1964年に採択されたハーグ条約を受けて、養子縁組法が改正された。しかし1970年からは、養子縁組対象の乳幼児の数が大幅に減少していった（注1）。養子縁組が減少した理由としては、有効な避妊方法や堕胎法の浸透、社会意識の変化や社会保障の充実などにより堕胎も減り、未婚の母やひとり親に対するスティグマがなくなるにつれ養子に出す子どもの数がさらに減少した。

その後も養子縁組件数は減少し続け、1980年には10,690件に、1998年には4,387件まで落ちた。2003年には増加に転じ5,354件となったが、2009年では4,655件へと減少した（金子、2011）。1970年には、養子となった22,373人のうち8,833人（39%）が生後12ヶ月未満の乳幼児であった。2009年には生後12ヶ月未満で養子縁組をした子どもはその年の全養子人数の2%となっている（金子、2011）。このことから、養子になる子どもは5歳以上の被虐待児が占める割合が多くなったことがわかる。

1972年に「ホートン委員会」はそれまでの養子縁組について見直し、養子縁組は養親のための制度ではなく子どもの福祉のための制度であることを初めて公文書で宣言し、1975年の児童法に盛り込まれた。その影響を受け1976年に養子縁組法が制定されたが、実施が遅れ1988年ようやく発効した時には過去の大変な人たちとの継続

的な交流の機会や養子縁組後も長く支援が必要であるという養親家族のニーズを認識していないものとなってしまった。

1997年のブレア政権後、十代の妊娠やホームレス、あるいは親が精神疾患を抱え失業しているなど、様々な社会的排除の犠牲になっている子どもたちの中で、自治体のケアを受けることになった子どもの割合が非常に高くなったことがわかった。そしてケアを受けている子どもたちの中に家庭復帰ができないのに何年も里親家庭をたらい回しにされている子どもがいることが懸念されるようになった。1989年の児童法でイギリス児童保護制度における法的枠組みの基礎が作られ、子どもの保護と家族支援のバランスに配慮することが明記された。また、関係機関と子ども・親とのパートナーシップの原理も示された。その後、新しいパーマネンシーポリシーを構え、イギリスの子ども政策の目玉として、2002年の養子縁組児童法に集大成され（津崎、2008）、第60条で養子への情報公開・出自を知る権利が明確に規定された。

以上からもイギリスでは、一旦法律が制定されても改正が頻繁に行われてきたことがわかる。改正への動きには種々の団体や当事者の声が反映され（才村、2008）支援団体やソーシャルワーカー、当時者らが児童の権利を推進していったのである。

表1 イギリスにおける養子縁組関連法との変遷

年	養子縁組における出自を知る権利の法規制
1926	児童養子法（Adoption of Child Act）
1946	カーティス報告：養子縁組は里親以上に最優先 (1949, 1950, 58年の改正を経て)
1954	ハースト報告：養子縁組は児童の福祉策で養親候補のニーズ充足支援ではないと明言
1958	養子縁組法（Adoption Act）
1960	養子縁組法：養子縁組取り消し可能となる
1968	ハーグ条約に対応して養子縁組法改正
1972	ホートン委員会：養子縁組は養親のための制度でなく子供の福祉のための制度と公的に宣言 ホートン報告，児童法に盛り込まれる
1975	養子縁組法：1988年まで実施せず 養子縁組児童数の減少
1989	児童法
1997	児童社会サービス改革
2000	ケア基準法：国際養子縁組最低基準
2002	養子縁組児童法第60条：養子への情報公開・出自を知る権利の規定 養子縁組（ハーグ条約）規則
2005	家族手当（養子縁組）規則
2013	養子縁組改革プログラム（ヒヤリングより） 養子であった人の子どもが親の出自にアクセスできるよう記録は100年保存

II. 訪問調査の結果

第1節 イギリスでの養子縁組に関する実態

イギリスでの養子縁組に関する実態を把握するため、御園生直美氏から実態と課題を伺った。

1. 社会的養護に関する社会事情の実態

児童虐待などの場合、実親の親権は取り上げず諮問委員会（カウンスル）と共同親権になる。養子を前提として年間約5,000人の子どもが養子縁組をする。養親は男女カップルが約80%、シングルが約10%、LGBTのカップルが約8.5%である。イギリスでは教育省の査察チーム、オフステッドがあり、子どもに関係する機関（児童相談所、学校、里親機関など）は、職員採用時に犯罪歴がないことを示さなければならない。2年に1回抜き打ち調査にきて、学校であれば生徒に聞く等の査察を行い、星によるランク付けが行われる。星の数が多い場合（最高4つ）、その機関の質の高さが保証されたということでホームページにも載せられる。このように慎重な査察を行うようになったのは、過去に学校の用務員によって2人の

子どもが殺害されたことが契機となった。その後すぐに犯罪を防止するための法律ができて、子どもに関する仕事に就く場合は給食のパートタイム労働者に至るまで必ず紹介状と犯罪歴がないことを証明しなければならなくなった。NGO団体のルーモス（注2）によると、子どものいる所で働きたいと希望する人の中には、子どもに異常な興味を持っている人がいる可能性があり、チェックを厳しくしていると報告されている。またBaby Pという移民の子どもの虐待死事件があった時、その経過で国民保健サービス（NHS）やソーシャルワーカーなどが関わっていたにもかかわらず死亡したため丁寧な検証が行われた。子どもから見た社会のあり方を問う視点がイギリスには常にあるということである。

里親養育の変化としては、イギリスでは思春期の10代の子どもは里親ではなく小規模なグループホームでのケアの形態で行われるようになっていく。里親委託に関しては家族として育てていくというよりも、家族の中でケアしていくという考え方になってきている傾向がある。里親は、委託された子どもの抱える状況の困難さや里親の事情

によってレスパイト休暇なども保障されている。レスパイト中子どもは里親家庭から離れて他のレスパイト用の里親家庭で生活する。

里親、養子養育において思春期になると実親の身体的な特徴が表れてきて、その場にはいない実親の存在を意識するようになる。養親は実親に関するルーツを隠していると子どもから出自に関する質問があってもきちんと対応する覚悟ができず、10代で養親や里親を棄てて子どもが親を選びなおす「ルーツ探し」が始まる場合も見受けられる。そのようなことにならないよう里親・養親が「真実告知」をして養子に出自を伝えられるよう専門家による家族への支援が必要となる。

「実親が会いたい」と言っているとソーシャルワーカーから連絡が来た事例は以下の通りである。それまでは養子は会いたいと思ったことがなかったが、連絡があったことで会いたいと思うようになった。会ってみると自分がやっと完全になった気がすると言っていた。養親や里親はそのために「真実告知」をして出自に関する話を必要に応じて提供していく心構えが必要となる。テレビ会議を使って養親のピアグループによるサポートをするという方法も有効である。

2. 里親委託・養子縁組と規制に関する課題

(1) 年齢の高い子どもと人種の異なる子どもの課題

現代のイギリスでは、10代で出産する率が多いが結婚していなくても育てていけるだけの生活は保障され未婚のリスクはほとんどなくなっている。そのため乳幼児の子どもの養子縁組はほとんどなくなり、対象になるのは虐待的な環境で育った年齢の高い子どもが多い。その中でも有色人種の子どもを養子縁組や里親委託することは難しい。白人の養子縁組を希望しても、子どもが小学生くらいの年齢の高い子どもや、見つからない場合は長期の里親委託になる場合が多い。人種差別からミックス（注3）の子どもが委託されると文句を言われることもある。一方ミックスでもいいと言ったら直ぐに子どもが紹介されたということもある。ロンドンでは今はほぼないが、地方に行

くと有色の人への偏見も強く移民排斥を訴える人の動きもある。イスラム教の家庭に白人の子どもが里親委託されたケースがテレビで放映されていたくらいなので異民族間の委託は特別なことかもしれない。人種や宗教などの要因によりソーシャルワーカーは適切な養親や里親を探してマッチングするのがとても難しいのが現状であることが課題である。

(2) 社会的養護を受ける子どもの心理的課題

生まれてすぐに乳児院に行った子どもと親元にした子どもでは発達に大きな違いが出てくる。愛着の絆を結ぶ期間により赤ちゃんの知的な程度に違いがでてくるとも示されている。愛着の絆は生まれて1ヶ月位までに早期の乳児の臨界期にしっかり関わることで改善することも明らかにされている。里子の場合、乳児期に受けた恐怖感や混乱の中で生きてきているという指摘もある。エピソード記憶は入らず3歳前は思い出せない幼児性健忘の子どもも多い。そのような子どもたちが幼児期に体験したトラウマ記憶は強い怒りなどが混沌としており、それらを解消するためには専門的な指導のもとで表現し解消できるようにする必要がある。

カウンセリングを通して、社会的養護を受ける子どもの愛着障がいとトラウマから、人生の物語に未来の出来事を挿入する「フラッシュフォワード」という現象がみられる。被虐待児は自分に未来がないと絶望をして今のことを考えられないという状態になることがある。過去のフラッシュバックではなく、未来に何処かで苦境に落ちるのではないかという不安を抱え、見捨てられたら、誰もいなくなったらと不安を漠然と感ずるというトラウマを抱えるのである。

養親や里親は親代わりとしての役割があり、子どものトラウマの対処の仕方などしっかり専門家から学ぶことで適切な養護を提供できるようにすることが重要である。

第2節 出自を知るための養子縁組施策への働きかけをするソーシャルワーカー

英国養子縁組・里親委託協会 (British

Association for Adoption and Fostering; 以下 BAAF) から独立して、現在は独立型認定ソーシャルワーカーとしてコンサルタント業をしている Julia Feast 氏に話を伺った。

2013 年 10 月 31 日に英国法律委員会 (Law Commission) に対して出生登録キャンペーン (The Birth Registration Campaign) の一環としてソーシャルワーカーの Julia が代表して提言の文書を送付している。出生登録システムには、不必要な個々のプライバシーの侵害をすることなく法的な親と同様に遺伝上の親（実親）も記録すべきであると文書に書かれている。そこで養子たちの出生証明書は 2 通り発行すべきであると主張した。1 つ目の A フォームは通常の出生証明書、もう一方の B フォームは実親の遺伝的な情報に 18 歳でアクセスできることなどが書いてあるものである。2 通りの証明書があることで養親は子どもの出自について嘘をつくことはできなくなる。通常の生活では A フォームを使うのでプライバシーの侵害を受けることはない。出自を知ることは子どもにとって重要でありニーズがあること、近親相姦を防ぐという意味もある。

2005 年に改正された養子縁組法により、それまでは養子だけが実父母の情報にアクセスできたが、実父母も養子になった子どもが 18 歳になった時にコンタクトを取る申請ができるようになった。その後養子になった人のいる家族から強い希望があり、2013 年の養子縁組法の改正で孫にも養子であった祖父母の出自を知ることができるようになった。養子であった祖父母が死亡した場合でも子どものみならず孫も自分の 4 分の 1 の遺伝的要因など知るため、情報にアクセスできる。また 2015 年の養子縁組法改正で養子になった人の記録は 100 年間保存することになった。地域の機関によって養子縁組に関する取り扱い情報の格差があったため、必ず詳細な情報を残すことや自分の出自をたどるライフストーリーワーク（注 4）の実施も法律によって規定された。そこで BAAF（現在 Cram BAAF）はウェブサイトを使って出自を辿れるよう仲介サービスを開始した。例えば孤児院があった時代に子どもが預けられた施設の名前を入れると情報がアップされ、連絡先などが示

される。しかしながら、近年の養子縁組の「ルーツ探し」のシステムは変わってきた。DNA 検査などを使ってルーツを簡単に知ることができるようになり、養子の実親の同意を得ずに不用意に会いに行くことで期待に反した結果になることもありさまざまな問題が発生することが指摘されている。

第 3 節 養子縁組家族と実親親族のための仲介サービス提供する専門家

ウェールズ州で養子縁組家族と実親親族のための「ルーツ探し」の仲介サービスを提供しサポートしている認定ソーシャルワーカー Charlott 氏の事務所兼自宅を訪問した。Charlott 氏は、20 年間裁判所の児童虐待防止チームに在籍し、その後養子縁組支援チームに配属され、成人した養子たちの情報提供なども行っていた。ウェールズ州ではただ 1 人政府から認定されたコンサルタントとして養子縁組のサポートとしての「ルーツ探し」の追跡調査をしている。

1. イギリスにおける養子縁組の流れ

養子縁組に至る経過としては、養子候補の子どもを預かっている里親とソーシャルワーカーが 1～2 週間集中的に養子縁組ミーティングをしてアセスメントや予定を立てる。養親候補者には前もって子どもの写真を見せて、1 日目に養親は子どもに会いに行き様子を見る。その後政府が「ルーツ探し」の情報や理由を支援機関につなぎ、数ヶ月して裁判所から養子縁組命令がでる。新生児の養子縁組が子どもの成長発達面や親子関係の作りやすさなどからも、イギリスでも乳児の養子を欲しがめる人は多い。数は少ないが新生児の場合は生後 9 ヶ月くらいまでに安定的な家庭に委託される。年長の子どもの里親委託になることが多いが 10 代の子どもの養育は不安定でトラブルが多いため難しく望む人は少ない。虐待的環境にいた子どもたちは脳に影響を受けるほどのトラウマを抱えていて里親を何度も変わる子どもも多い。トラウマによるダメージを受けた子どもへのサポートをする政府のケアシステム支援は十分ではない。養子になった人が実親を探して欲しいという依

頼により情報収集した 1960 年頃の資料には、裁判所の書類、機関の養子縁組ファイル書類、実母の手紙、実母から児童福祉機関に当てた手紙など詳細な情報が PDF ファイルに何十ページにもわたってまとめられている。実親を探して欲しいという養子からの依頼の平均年齢は 40 才くらいが多い。家庭や子どもをもち、実親のことが気になってくる年代と考えられる。40 年前に養子に出された人からの相談を受けた事例である。養子縁組ファイルの原本から、母親は日本人でイギリスに留学中に出産し養子に出したことがわかった。父親は移民らしいが詳細はわからない。養子に出された人はイギリス人家族の養子となり、成人してからルーツを知りたいと Charlott の元に来た。しかし実母は日本では家族に何も言っていない可能性があり、「ルーツ探し」は困難である。今は DNA 鑑定もあるが、母が間違った情報を言えば正確な情報を探すことはできなくなるなど課題は多い。

2. 「ルーツ探し」の情報と費用の問題

法的義務として 政府は委託されてからの経過のファイルの提供はする。政権が変わると政策も変わり現在の政府は児童福祉に使っていた財政の予算配分を減額した。従って経済的に余裕のない人が実親を探すルーツ探しをするのは難しいのが現状である。実親が養子に出した子どもに会いたいと来たとしても元孤児院のような長い歴史がある児童福祉機関では、保管している記録へのアクセスは無料で行える。実母、実父、きょうだいのことなどは、裁判所の資料とソーシャルサービスの資料の 2 種類から探すことができる。カウンセリング、追跡調査は有料である。すぐ見つかる場合もあるが、移民の場合は他の国から資料を取り寄せなければならないので、個人で「ルーツ探し」をすることは難しい。裁判所の情報は扱った地域により取り扱いが変わる場合もあるため教会、養子縁組協会など可能な限りの関係機関に尋ねる必要がある。対応は早い所もあれば 2 年以上もかかるところもある。また、情報が公開されなかった時代や、すでに養親に渡してしまっていて情報が減っているケースもあるため、「ルーツ探し」の

情報収集は簡単なことでない。

第 4 節 英国養子縁組後支援機関 (PAC- UK) での調査

PAC- UK で養子縁組後の支援をしている Judith 氏から話を伺った。

1. 養子縁組の実態とルーツ探し

この 20-30 年で養子縁組の状況は大きく変わった。ひとり親の家庭でも育てられるように社会福祉制度が整備されてきたため新生児の養子はほとんどいなくなった。虐待から保護される子どもが増え養子縁組対象児の年齢は高くなった。近年、ほとんどの養子は手紙などで実親とコンタクトを取っている。実親やきょうだいや親戚と直接会っている子どもたちもいる。そのため「ルーツ探し」をする人は減っている。棄児の子どもの場合は情報量が少なく、全くない場合もある。移民の子どもの場合は状況について事情を隠していたり、実母が実父の本当のことは言わない場合もあるため「ルーツ探し」ができないケースもある。

2. 「ルーツ探し」の経過

2005 年まで政府は養子の「ルーツ探し」に対して予算措置を講じていた。次第に養子は実親から手紙をもらったり会ったり交流している人が増えてきたことで、2006 年から政府は「ルーツ探し」のための予算を削った。養子縁組後の前提としてライフストーリーワークの実施が法律で規定されているが、実親には統合失調症などの精神的な病気をもっていることも多く、交流する際に危険を伴う可能性があるため、ソーシャルワーカーは養親に子どもには実親について適切な情報を年齢に応じて提供をするように助言している。しかし、ライフストーリーブックや手紙に理由が書いてあっても言わない養親や、ライフストーリーブックをどこかにしまってしまう養親もいなくはない。また実親自身誰かの助けがないと手紙を書けない人もいる。時には自分には与えられなかったような良い生活環境に子どもがいることで実親が養子になった子どもに嫉妬する場合もある。実親自身もトラウマなどの痛みを抱えていることが

あるため、養子に出した子どもに対して良好な関係を築けない実親もいる。養子縁組家族と実親との交流にも課題がある。

3. 養子縁組後の支援機関 PAK-UK での役割

(1) 養親・養子へのトレーニング

虐待的環境で育った子どもたちが幼児期に体に入っているトラウマ記憶は強い怒りなどとなって現れてくる場合があり、これらの怒り、苦しさを心理治療の専門家の指導により適切に表現し解消していく必要がある。イギリスでは、養子縁組家族に対してカウンセリングをしている施設が20か所くらいある。それらの施設をすべて合わせて50人くらいのカウンセラーが従事している。トレーニングの対象者は養親と大人になった養子・里子、実親であり、養子や里子は18歳までカウンセリングに来ることができる。スペシャルガードリアンス（祖父母や叔父叔母）に引き取られることもあるので、その人たちへのトレーニングも行っている。トラウマを抱えて暴力をふるう子どもを育てる養親に対する特別なトレーニングもある。

子どもにトラウマがあることもよくわかっていなかった時代では、里親は良かれと思ってやることもうまくいかず養育は大変困難を極めていた。そのようなことで里親から虐待された事件があり、その後里親や養親になるためには調査と厳しいチェックを経て必ずトレーニングも受けるようになった。

(2) 養子を担任している教師に向けたトレーニング

1985年までは学校でも子どもを叩くなどひどい状況であった。現在は親が子どもを叩くことはスコットランドでは違法になった。その後養子の問題行動はトラウマを抱えていることに起因していることがわかってきて、4～5年前から学校の先生に対するトレーニングも行っている。イギリスではクラスで平均1～2人の養子の児童がいるため、政府は親子関係が不調にならないよう1人の養子児童に対して年間2,300ポンドの補助金

を学校に支払ってティーチングアシスタントを雇い支援をしている。また、政府との契約でカウンセリング機関には1人の子どもに対し年間5,000ポンドが支払われている。養子縁組専門のスペシャリストでないとカウンセリングができないためカウンセラーが不足しており、現状では希望する人すべてにすぐにカウンセリングを提供することができない。

また養子縁組を含む社会的養護への予算は十分ではないので基本的に寄付なども集めなければならない課題もある。2か月前にも、ある養子縁組後支援機関が経済破綻した。政府の方針で予算を他の分野に回されることで機関が閉鎖することはよく起こる。

(3) 養親のリクルートと支援

養子縁組への偏見は減ってはきているが、現在でも生殖補助医療を施しても実子を持てなかったことを恥じに思っている養親はまだ多くいる。20年前から同性カップルの養親、里親が増え、現在では全体の約4分の1が同性カップルである。その他の約4分の1がシングルの養親であるが、シングルの場合はサポートが少ない傾向にある。養親や里親の希望者は40歳以上が多い。法的に養親や里親の年齢制限はないが年齢が高すぎる場合は子どもを通じて友人ができにくいなどの理由で里親や養親に選ばれない場合がある。候補者は常に不足しているため、イギリスでも里親・養親のリクルートは大きな課題となっており、バスの乗り場にも里親募集の広報が大きく貼ってある。

(4) 「ルーツ探し」の特徴と課題

1997年以降に生まれた人は法律により記録が保存されているが、戦時中に生まれた人の記録の多くは焼けてなくなっているケースが多い。また、複数の施設で生活した児童はいくつかの児童福祉機関に記録が分散している場合もある。当時は養子であることが秘密であったため、82歳の人が自分の子どもから養子であることを指摘されたこともある。「ルーツ探し」に来る人の年齢は、30代以上で男性より女性が多い。妻から勧められてくる男性もいる。また、実親のことを調べるのは

養親に対して罪の意識があり養親が亡くなってから来る人もいる。また、実親やきょうだいと会うことで恋に落ちるような思いになるケースもある。養子は記憶のない実親に対して幻想を抱いて探し出した時に、想像や期待と異なることがよく起きるため、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家のサポートもなく交流することは危険である。今日 DNA 検査による「ルーツ探し」も増え、一般企業が行っている DNA 登録をして親族を見つける人も少なくない。登録したことで初めて叔父がわかり、そこから実親もが分かったケースもあった。実親はその人を養子に出した数年後に結婚して3人の子どもをもうけていた。その子どもたちには養子に出した子どもがいることを言っていなかったため、自分だけが養子に出されたことで怒りをもち、その後うまくいかなかった。

第5節 最も歴史のある元児童養護施設 Barnado's 児童福祉機関

ソーシャルワーカーの Kate 氏と Sonia 氏から Barnado's の歴史と資料や現在の活動について話を伺った。

1. Barnado's の歴史

Dr.Barnado は 1866 年から大規模な孤児院を数多く運営していた。その後イギリスでは 1960 年代から施設の解体が進み、その代わりに里親委託や養子縁組など家庭での養育が推進されるようになった。そのような中で、まだ施設養護が中心であった時代に Barnado's の施設は里親委託や養子縁組へと独自に移行していき、1989 年に最後の大規模施設を閉鎖した。1947 年から里親支援、養子縁組、障害児支援等、地域の子育て支援など広範囲の児童福祉を提供する、イギリス最大の慈善団体となっていった。現在でも年間 20 万人の子どもにサービスを提供するイギリスにおける最大規模の非営利団体として活動している。1947 年当時施設には乳児や低年齢児が多かった。養子にできる高年齢の子どもは成長するにつれ難しい問題が起こってくることがわかり、家族の問題や虐待など子どもや家族への専門的な対応が必要と

なっていった。その上年齢の高い子どもは実親との記憶があるため、子どもの中で実親と養親の折り合いと統合が必要となる。そのため養子縁組家族は「真実告知」をすること、実親と手紙、写真、誕生カードやクリスマスカードを交換し、年に 2 回程度直接的な交流などの経験を持ちながら養子としての自分のアイデンティティを統合できるように配慮していかなければならない。

2. 「ルーツ探し」の依頼による資料探し

施設内には資料室(アーカイブの部屋)があり、部屋の温度は 18 度に設定され資料が劣化しないようにして約 600,000 人全員の記録を保存している。第 2 次世界大戦中は子どもたちは疎開していたためカードを作って管理するようになった。以前は箱の中に保存していたが、現在は引き出しの中にカードで整理して保存し「ルーツ探し」に来た人に情報提供できるようにしている。

「ルーツ探し」の依頼があるとまずは名前をカードで探す。カードには生年月日、当時の体重身長、それまでの経過、実親との交流のことも書き込んである。実親の写真や養親から施設の職員やソーシャルワーカーに送られた写真や手紙なども保存されている。生まれた時子どもにつけた腕輪を実親が施設に残していった場合、養子が来た時に見せている。実親が来た時には施設が保管していた子どもの残していった物をあげることもある。資料は 4,500 のマイクロフィルムと CD 約 400 枚に記録し保存してある。1872 年以前の古い記録もある。記録には「実親からプレゼントが届けられた」「訪問があった」「兄弟が来た」など交流の様子が書かれ、施設に来た時の写真と施設を出る時の写真も並べて貼られていた。当時約 15% の子どもは両親の死亡により施設に入所し、約 50% の子どもは貧しさなどから預けられ、子どもによって情報量にも違いがあった。その後施設から里親家庭に行くことも多かった。

3. 養子縁組サポート資金とライフストーリーワーク

1976 年に養子縁組法が成立するまでは、幼少時に養子となった人は実親の記憶もなく実親の事

情を知らされていない場合が多かった。養子になった時に名前を変える人や実親との交流を切ってしまう養親もいた。子どもの年齢によって実親の記憶がある場合もあり、養子になった事情などを秘密にすることは養子のアイデンティティの形成に弊害があることが研究からも明らかにされてきた。そのため1976年以降は養子縁組法で養子が出自を知る権利を保障され情報は開示されている。また、虐待などを受け行動に問題を抱える養子を育てる養親には養子がトラウマセラピーやカウンセリング、ムーブメントセラピーなどを受けられるよう申請できるようになった。問題行動や身体的な障害など養育上の課題がある養子に対しては、養親が申請すると政府から500ポンドが支給される。

養子縁組法により1975年以降に生まれた人は自分のルーツに関する情報をすべて知っており、養子縁組家族だけでなく実親も含めて家族が一つになるよう政府の養子縁組支援チームはサポートをしている。

また、養子や里子に対してライフストーリーワークの実施をすることは法律で義務付けられている。養子縁組する前にライフストーリーワークを行うための資料としてソーシャルワーカーが実親からも定められた情報を収集しておく。Barnado'sでは実父の情報が概して少ないので意識して聴取するようにしている。養子縁組してからもその後の情報を加えていく。はじめは100ページくらいだったライフストーリーブックがその後の成長過程のエピソードやきょうだいのこと、実親との交流などの情報を養親と実親が一緒に加えていき200～400ページにまで増えたケースもある。

養子縁組を希望するカップルは同じ人種の子どもの望む人が多かったが、異人種の子どもの委託も増えてきた。その場合、子どもの文化的背景を理解し人種差別の意識も払拭しておく必要がある。基本的に委託先はキリスト教徒が多く、ユダヤ教やイスラム教など信仰の違いは委託後に難しい問題となることがある。

4. 養子縁組後の「ルーツ探し」の支援と課題

結婚して子どもを産んでから「ルーツ探し」に施設を訪れる30～40代の養子が比較的多い。子どもが生まれて回りから自分と似ていると言われたことから、何故実親は自分を養子に出したのかと考え出し実親家族を知りたいと思って聞きに来たケースもある。60～70代で孫が生まれてから探しに来る人もいる。自分のルーツの確認はとても重要である。そのため児童福祉機関のソーシャルワーカーは、養子縁組法が成立してからは養子になった人が10代になりライフストーリーワークを進めていくことで、自分自身について理解を深め健全なアイデンティティ形成をしていけるように援助している。

また、子どもを養子に出した後に再婚した家族には養子に出した子どもがいることを知られたくない実親もあり、養子の実親のことを探し当てても皆が幸せというわけではない。

一方養子にとって健康に関する実親の情報は遺伝的観点からも自分や子孫のためにも知らせておきたいと来所することがある。以前養子になった子どもの叔母が来たケースでは、実母はがんの末期状態になり、実母の家系はがん家系なので養子に出した子どもに体に気を付けるよう伝えたいと機関に来た。このようなケースの健康に関する情報は、医療機関NHSとメディカルアドバイザーから伝える2つの方法がある。

近年ソーシャルメディアのインターネットを使って実親を探す人が増えている。その結果養子はDNAテストで親戚と会うケースも増えている。ここに来る人には児童福祉機関やソーシャルワーカーなどの仲介者を利用するように言っている。ファミリーヒストリーアンセスターなどの民間会社に登録すると遠い親戚が見つかることがあり、そこから実親につながっていくことがある。しかし、実親に関しては良い情報ばかりではないことも多いので仲介者を介さないで事実を知った時の養子の心理的サポートがないことの危険性がある。実親のことを知りたい場合、情報を集めた上でその後の「ルーツ探し」の可能性や今後どうするかをカウンセラーやソーシャルワーカーなどの仲介者と話し合うようにすることが非常に重要

である。

第6節 里親・養子縁組支援機関 Coram BAAF

Coram BAAF の ディレクター Dr. John Simmonds 氏にイギリスでの里親・養子縁組の実態と CoramBAAF の歴史について聞き取り調査を行った後、Coram BAAF で出版されている書籍の収集も行った。

Coram は 1738 年に始まった最も古く革新的な児童慈善協会である。近年のイギリスの統計では、里親委託の子どもの数は約 76,000 人である。0-18 才で長期に里親養護を受け大学など進学した場合などは里親家庭に 21 歳までいられる。委託里子の平均年齢は 11 歳である。3 分 2 の不調ケースは 8 才～12 才で起こることが多い。

家族の危機があった場合、不適切な養育が行われているケースは親から引き離し、地方自治体（ローカルオーソリティ）が裁判所に提訴し、その後の委託先を決める。第 1 の選択肢として子どもが戻れるまで祖父母叔父叔母も里親として養育できる。保護した子どものうち約 4,500 人は親族の所に行く。年間約 5,000 人養子縁組が行われ、その多くは虐待による 3～5 才以上の年齢の高い子どもである。養子縁組でもきょうだいは一緒に委託するようにしているが、きょうだいの数が多くなるほど養育に費やす労力やストレスが大きくなる。虐待を受けた子どもの将来的な発達の見通しを立て、養親への心理的なサポートをする必要がある。2015 年養子縁組支援基金（Adoption Support Fund）が創設され、100 ミリオンポンドが配当された。学校での教員たちへのトレーニングもしている。今日国際養子縁組の数は少ないが、イギリス在住のインド人がインドから養子を迎えたりすることはある。法律によって全ての子どもにライフストーリーワークを実施しなければならない。そのためにソーシャルワーカーが実親の情報をガイドラインに沿って集める。また、養子縁組後に子どもの治療的プロセスが大切となり、親子関係を構築するためにも支援が必要となる。遺伝的情報は大変重要で、養子縁組の計画が始まると医師が実親のことも踏まえ健康診断をして記録の作成をする。無料で受けられる。施設では医師

や医療従事者のための児童虐待に関する課題の研修を行っている。

第3章 考察

第1節 養子縁組後の家族支援の重要性

養子になる子どもは実親から虐待や何らかの理由で拒否される経験をもっている。養親や里親は親としての役割があり、子どもの抱えるトラウマへの対処の仕方など学ぶことで適切に子どもを養育できるような支援が重要であることが指摘されていた。養親は子どもを迎え親子関係を作る時に、「試し行動」で表される子どもの抱えているトラウマを癒すことから始めなければならない。そのため養子縁組後支援を行っている PAC-UK では、里親・養親たちを対象に子どもを養育するためのトラウマ対処方法のトレーニングを行っている。イギリスでは、養子縁組家族にカウンセリングをする施設が 20 か所くらいある。トレーニングは養親と大人になった養子、実親や子どもを引き取った祖父母や叔父叔母も対象となる。また、2015 年養子縁組支援基金（Adoption Support Fund）が創設され、教員へのトレーニングを行っている。イギリスでは 1 クラスで平均 1～2 人の対象となる養子がいるので、政府は親子関係が不調にならないように、公費でティーチングアシスタントを雇って支援をしている。養子縁組専門のスペシャリストでないとカウンセリングができないためカウンセラー不足が課題となっていた。わが国でも、今後養子縁組が増加することを視野に入れ、虐待を受けトラウマを抱えた養子を育てる養子縁組家族に対して、トラウマの対処の方法を学ぶことで良好な関係を構築できるよう、公費でカウンセリングを受けられる治療専門機関の設置と養子養育専門カウンセラー養成が喫緊の課題であろう。

第2節 法律で保障された出自を知る権利の保障

イギリスの 2002 年養子縁組・児童法では、18 歳になった時に、情報開示できることになった。

2002 年以前に養子縁組した人たちは自分のルーツを探すことが難しいとソーシャルワーカーは

語っていた。わが国では、情報は自助努力で戸籍から辿っていくことで「ルーツ探し」をしている。本調査でも多くのソーシャルワーカーが指摘したことであるがイギリスで行われた調査では、「実親の情報や記録にアクセスしてくる当事者の年齢が30代から40代」（徳永，2015）ということを経験し、出自の情報に孫もアクセスすることを想定して、前述のとおり記録の保管も100年に延長されている。日本では、児童福祉法改正の成立（2012年）において、養子縁組が成立した児童等の児童記録票については、当該児童の出自を知る権利を擁護する観点から長期保存とすることが未だ検討事項とされている。現行の25年で児童記録を廃棄してしまうということは、その記録にある子どもの過去の一部も喪失されてしまうともいえるのではないかと考える。才村（2008）は、子どもの権利条約の理念から、養子縁組家族への支援経験のある福祉職の役割として養子とともに出自を知る権利を主張する重要性をあげている。当事者や施設職員、里親・養子縁組機関、ソーシャルワーカーなどの支援者がキャンペーンやパブリックコメントを送って、子どもの出自を知る権利を社会に訴え、情報開示やライフストーリーワークの実施、養子に関する記録の保存等の法制化に向けて検討を進める必要があることが示唆された。

出自を知る権利とともに配慮しなければならない点もある。イギリスでも多くのソーシャルワーカーから話されたことは、現代の養子縁組の「ルーツ探し」の社会事情は変化してきていることである。DNAテストで簡単にルーツを知ることができるようになり、養子は直接実親や親戚と会うケースが増えている。実親の情報や健康に関して心構えや心理的サポートもなく情報に安易にアクセスしてしまうことのリスクについても多くの児童福祉機関やソーシャルワーカーたちから述べられていた。実親に関しては良い情報ばかりではないことも多いので、仲介者なしで事実を知った時の養子の心理面へのサポートがないことの危険性がある。出自に関する情報を集めた上でその後の可能性と今後どうしていくかを仲介者と検討することが非常に重要となる。そのための養子縁組を専門とするカウンセラーやソーシャルワーカーの

養成も今後の課題であろう。

第3節 ライフストーリーワークによる養子のアイデンティティの形成への支援

イギリスでは、子どもの記録は法律により養親や里親、施設でも日誌を書くことが義務づけられていることから記録が確実に残されている。養子縁組に委託される前に担当したソーシャルワーカーが実母と実父に関する遺伝的な面も含めて情報も収集することが必要である。その後適切な年齢になったらライフストーリーワークを実施し、養子縁組してからの情報を加えてライフストーリーブックの作成を進めていくことは養子になったことを踏まえたアイデンティティの形成をしていく上でも重要となる。児童養護施設の職員として、子どもたちにライフストーリーワークを実施してきた檜原（2010）は、「本来大切なことは子ども自身が辛い記憶を打ち明けられる人に出会うことができるか否かであり、子どもに向き合う我々の人間性が問われている。子どもの個人史に触れるということは、相手の年齢や立場、自分自身が専門家であるか否かということにかかわらず、それまで生きてきた他者の人生に対する深い畏怖や敬意に基づいて慎重に行われるべきである。」と述べている。実親は精神疾患や複雑な事情などを抱えているケースが多い。養親が子どもに実親の事情を言わずに美化して伝えていると交流する際に現実的な実親の姿に養子が心理的に傷つく可能性がある。そこでソーシャルワーカーは養親に子どもには実親について年齢に応じて適切な「真実告知」をするように伝えている。養子にとって実親の遺伝的情報は生きる上で、その後の家族を作って子孫に続く遺伝的要因として知っておきたいことである。そのためにも実親の情報を踏まえて健康診断の記録の作成もわが国でも取り入れたい視点である。

また、イギリスでは養子縁組後にライフストーリーワークを実施することが法律で規定されているが、適切にライフストーリーワークを実施することが難しいケースもある。ライフストーリーワークをすべての養子に実施できる支援体制を作るためには、専門的トレーニングを受けた支援者

の養成が必須であることから今後の検討が望まれることが示された。

さいごに

本研究では、出自を知る権利に基づいてわが国に即した健全なアイデンティティの形成が良好に構築できる養子縁組家族への支援を検討するため、先駆的に養子縁組後の支援サービスを行ってきたイギリスの児童福祉機関や認定ソーシャルワーカーなどへの訪問調査を行い、わが国の養子縁組後の「ルーツ探し」を含む支援の応用可能性を探ってきた。

その結果、1点目として養子を迎えてから親子関係を作る時に「試し行動」で表されるトラウマなどの傷を癒す必要性についてあげられた。養子縁組後には養親と大人になった養子、実親や子どもを引き取った祖父母や叔父叔母、また学校の教員も対象として子どもへの理解と対処方法についてトレーニングやカウンセリングを実施し、良好な親子関係を構築できるよう支援することの有効性が示唆された。

2点目として、法律で規定された出自を知る権利を保障するためには、当事者や施設職員、里親・養子縁組機関、ソーシャルワーカーなどの支援者がキャンペーンを繰り広げることやパブリックコメントを政府に送り、子どもの出自を知る権利を社会に訴えていきながら、情報開示やライフストーリーワークの実施、記録の保存等を含めた法制化に向けて議論されるべきであろう。その一方現代の養子縁組のルーツ探しの社会事情は変化してきて養子はDNAテストで実親に関して簡単に情報を得ることができるようになり実親や親戚と会うケースが増えている。そのため仲介機関のソーシャルワーカーやカウンセラーによる今後を見据えた助言や期待や心理的サポートが保障された上で、その後の実親との具体的な可能性を検討していくことの重要性が示されている。

3点目として、すべての養子に対しライフストーリーワークを実施することで健康的なアイデンティティ形成への支援の必要性が示されていた。今後子どもに寄りそって自分の人生を前向き

に生きていけるようなライフストーリーワークを展開できる専門家を養成して支援システムを構築することが不可欠であると考ええる。

まだ養子縁組後支援の取り組みは始まったばかりである。これらをわが国で根付かせるための具体的な方策を検討していくことを今後の課題としたい。

注

- 1) 2013年の特別養子縁組を考える国際シンポジウムの際に、招聘講師として招かれたChris Christophidesの講演資料、「クリス・クリストフィデス氏 All about adoption」<http://happy-yurikago.net/2013/12/209/>
- 2) イギリスのNGOであるルーモスは、ハリー・ポッターの著者であるJ.K. ローリングが創設した団体で、世界中で社会的養護を必要とする子ども達が家庭で暮らすための体制作りを支援している団体
- 3) 実父と実母が異なる人種であるルーツを持つ子どもの意味
- 4) ライフストーリーワークとは、社会的養護のもとで暮らす子どもの日々の生活やさまざまな思いに光を当て、自分は自分であっていいということを確認すること、自分の生い立ちや家族との関係を整理し（空間を埋め、輪郭をつかむ）、過去—現在—未来をつなぎ、前向きに生きていけるよう支援する取り組み（才村・大阪ライフストーリー研究会編著、2016）

引用文献

- Friel, J. C. & Friel, L.D.(1990).Adult Children: The Secrets of Dysfunctional Families Health Communications Inc.(フリエル, J. C. & フリエル, L.D. 杉村 省吾・杉村 栄子 (訳) (1999). アダルトチルドレンの心理—うまくいかない家庭の秘密 ミネルヴァ書房).
- 金子敬明 (2011). 養子制度の利用実態 千葉大学法学論集 25(4), 155-180.
- 森和子 (2015). 養親子における「真実告知」に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように受け入れていくのか— 文京学院大学人間学部研究紀

要 7(1), 62-88.

梶原 真也（2010）. 児童養護施設におけるライフストーリーワーク：子どもの歴史を繋ぎ、自己物語を紡いでいくための援助技法 大正大学大学院研究論集 34, 258-248.

Ryan.T.and Walker.R.,(2007). Life Story Work A practical guide to helping children understand their past. The British Association for Adoption and Fostering.London.

オ村眞理編著（2008）. 生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利 福村出版.

オ村眞理・大阪府ライフストーリー研究会編著（2008）. 今から学ぼう！ライフストーリーワークー施設や里親宅で暮らす子どもたちと行う実践マニュアルー 福村出版.

徳永祥子（2015）. 「日本におけるライフストーリーワークの課題と展望」, 139-144, 山本 智佳央・梶原 真也・徳永祥子・平田修三編著『ライフストーリーワーク入門ー社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド』明石書店.

津崎哲雄（2008）. 諸外国の養子縁組斡旋制度とその実態ーイギリスの養子縁組斡旋制度と実態 新しい家族 51 養子と里親を考える会, 66-89.

付記

本研究は平成30年度科学研究費助成金（18K2114）を受けて実施したものである。

（受稿日：2020.9.25 受理日：2020.11.18）